

# 川崎市中央卸売市場北部市場入場車両管理要領

## (目的)

第1条 この要領は、川崎市中央卸売市場北部市場（以下「市場」という。）において、市場業務条例第79条の規定による市場秩序を保持し、業務の適正な運営を確保するため、車両等の入場について必要な事項を定めるものとする。

## (入場車両の登録及び駐車等の制限)

第2条 市場に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、必ずその車両を登録し、通行証の交付を受けなければならない。

2 入場者は、市場へ入場する車両及び駐車方法等について、市場長の指示に従わなければならない。

3 前2項の規定は、緊急車両等、市場長が特に認めた場合は除くものとする。

## (通行証の区分)

第3条 通行証の区分は、次の区分により市場長が定める。

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1) 青果卸及び花き部の事業者（従業員を含む）      | 緑 色  |
| (2) 青果仲卸の事業者（従業員を含む）          | クリーム |
| (3) 水産物部（水産仲卸を除く）の事業者（従業員を含む） | 青 色  |
| (4) 水産仲卸の事業者（従業員を含む）          | 水 色  |
| (5) 関連事業者（従業員を含む）             | 桃 色  |

【関連事業者のうち水産又は青果に関係する事業者に対して、該当する区分の通行証を発行することができる】

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (6) 青果商業協同組合員                | 赤 色 |
| (7) 売買参加者及びその他市場関係者          | 黄 色 |
| (8) 買出人及び一般来場者（以下「買出人等」という。） | 黄 色 |
| (9) 見学者及び工事関係者等の臨時入場者        | 白 色 |

2 通行証の区分は、特に効果面を考慮し、必要と認めるときはこれを変更する。

## (通行証の申請及び交付)

第4条 通行証の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類により、市場長宛てに申請しなければならない。

(1) 前条第1項第1号から第6号の規定に該当する者にあつては、車両登録申請書（様式1）

(2) 前条第1項第7号及び第8号の規定に該当する者にあつては、通行証交付申請書（様式2）

(3) 前条第1項第9号の規定に該当する者にあつては、臨時通行証交付申請書（様式3）

2 市場長は、前項の申請がなされたときには、申請者に対して、次の書面の提示又は写しの添付を求めることができる。

(1) 前条第1項第7号、第8号及び第9号の規定に該当する者にあつては、車検証及び

#### 申請者の運転免許証

- (2) 前条第1項第7号の規定に該当する者のうち、売買参加者にあつては、所属組合の証明又は売買参加章
- 3 市場長は、第1項の申請に基づき審査を行い、適当と認められるものに対して、車両1台につき1枚の通行証を交付する。

#### (通行証の掲示)

第5条 前条の通行証の交付を受けた者は、第3者が確認できるよう、通行証をフロントガラスに掲示しなければならない。

#### (買出人の範囲)

第6条 第3条第1項第8号に規定する買出人とは、市場内において青果、水産物、又はそれらの加工品、その他食料品等を、業務用として仲卸業者又は関連事業者から販売を受ける者をいう。

#### (買出人等の遵守事項)

- 第7条 買出人等は、市場に入場する車両について、市場長の指定する駐車区画に収まる車両で入場しなければならない。ただし、市場長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 2 買出人等が市場内で車両を駐車できる時間は、市場内で営業している店舗又は施設を利用するために必要な時間に限る。ただし、市場長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

#### (通行証の再交付及び返還)

- 第8条 第4条の通行証の交付を受けた者は、その通行証を紛失又は毀損したときは、市場長にその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。
- 2 通行証の交付を受けた者が、登録した車両を変更したときは、市場長にその旨を届け出て、従前の通行証を返還するとともに、新たな通行証の交付を受けなければならない。
- 3 次の各号により通行証が不用となった者は、直ちに市場長に返還しなければならない。
- (1) 登録した車両を使用しなくなったとき。
  - (2) 登録の資格がなくなったとき。
  - (3) 第10条に該当し無効となったとき。
  - (4) 第11条第3項に該当し失効したとき。

#### (通行証の管理義務)

- 第9条 第4条の通行証の交付を受けた者は、通行証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 2 通行証の交付を受けた者は、自己の通行証の管理に十分注意を払わなければならない。

#### (通行証の無効)

第10条 市場長は、第4条の通行証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

場合は、交付した通行証を無効とする。

- (1) 虚偽の申請で交付を受けたとき。
- (2) 譲り受け又は借用したとき。
- (3) 車両通行の規則及び駐車指示に従わなかったとき。
- (4) ごみ持込又は不法投棄など市場秩序を著しく乱したとき。
- (5) その他使用に際し不正があったとき。

(有効期限)

第11条 通行証の有効期限は、原則として一斉更新の日から3箇年とする。(臨時通行証を除く。)ただし、市場長が必要と認める場合は、この期限を変更することができる。

- 2 臨時通行証の有効期限は、申請の都度、市場長が定める。
- 3 有効期限を経過した通行証は、その効力を失うものとする。

附 則

この要領は昭和61年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年1月4日から施行する。

# 車両登録申請書

(宛先)川崎市中央卸売市場 北部市場

年 月 日

フリガナ  
商号

通行証No.	(フリガナ) 所有者氏名	所有区分 1 社有 2 個人	車 両 番 号					駐車場区分	申請種別	備考
			例 川 崎	300	あ	12-34	車種			

- 1 所有区分については、社有の場合は「1」、個人の場合は「2」を記入ください。
- 2 申請種別については、「新規」「車両入替」「紛失・破損」「更新」のどれかを記入ください。

# 通行証交付申請書

(宛先)川崎市中央卸売市場 北部市場長

		受付担当	
発行日	年 月 日	発行番号	
対象車両	車両番号	車種・メーカー・(型式)	
	例)川崎 555 あ 12-34		
申請種別	1 新規    2 車両入替    3 紛失・破損    4 更新 5 その他 (		
(フリガナ)	該当する記号に○		
商号 <small>(一般の方は記入不要)</small>	1 一般 / 2 買出人		
所在地	〒 ー 都 県 市 区		
(フリガナ)	連絡先・携帯(必須)		
使用者氏名			
(フリガナ)	連絡先・固定電話		
車両登録者氏名			
業種 <small>(一般の方は記入不要)</small>			
取引先の店名 <small>(一般の方は記入不要)</small>	水産仲卸 ・ 青果仲卸 ・ 花き仲卸 ・ 関連店舗		

裏面の申請時チェックリストを必ずご確認の上、記入ください

# 申請時注意事項等および誓約書

以下の項目と誓約事項をご確認の上、チェック欄にチェックと署名の記入をお願い致します。

## 注意事項等

- 1 車両が変更になった通行証及び有効期限が過ぎた通行証は、無効となります。速やかに返却し必ず更新の手続きを行ってください。
- 2 車検証を持参し、北門守衛室で確認を受けてください。
- 3 通行証の交付は北門守衛室で行います。
- 4 下記、誓約事項を遵守してください。  
違反した場合は、川崎市中央卸売市場業務条例第79条(※1)に基づき、市場への入場を規制させていただく場合があります。
- 5 収集した個人情報、原則として収集した利用目的以外の目的で利用することや川崎市及び川崎市から委託を受けた業者以外の第三者に提供することはありません。

※1 川崎市中央卸売市場業務条例第79条

- 1 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。
- 2 市長は、市場秩序保持等又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場者の制限その他必要な措置をとることができる。

## 誓約事項

私は、川崎市中央卸売市場北部市場入場車両管理要領に基づく車両通行証交付申請にあたり、川崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

下記□にレ点チェックを記入して下さい

- 上記、通行証交付申請書の記載事項に虚偽はありません。
- 市場内秩序の維持に努めます。
- 通行証のコピーや又貸し等の不正使用はいたしません。
- 市場内にゴミ等を不法に投棄いたしません。
- 市場内において発生した事故、盗難等について市は一切責任を負わないことを了承します。
- 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。
- 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項各号又は第2項各号に規定する行為をしている者ではありません。
- 川崎市が必要と認める場合には、上記川崎市及び神奈川県暴力団排除条例に関連する者ではないことを確認するため、神奈川県警察本部長に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾します。

令和 年 月 日

署名欄

連絡先 Tel 044-975-2213(管理課) 044-975-2205(北門守衛室)



# 申請時注意事項等および誓約書

以下の項目と誓約事項をご確認の上、チェック欄にチェックと署名の記入をお願い致します。

## 注意事項等

- 有効期限が過ぎた通行証は、無効となります。
- 車検証を持参し、北門守衛室で確認を受けてください。
- 通行証の交付は北門守衛室で行います。
- 下記、誓約事項を遵守してください。  
違反した場合は、川崎市中央卸売市場業務条例第79条(※1)に基づき、市場への入場を規制させていただく場合があります。
- 収集した個人情報、原則として収集した利用目的以外の目的で利用することや川崎市及び川崎市から委託を受けた業者以外の第三者に提供することはありません。

※1 川崎市中央卸売市場業務条例第79条

1 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序保持等又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場者の制限その他必要な措置をとることができる。

## 誓約事項

私は、川崎市中央卸売市場北部市場入場車両管理要領に基づく車両通行証交付申請にあたり、川崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

下記□にレ点チェックを記入して下さい

- 上記、通行証交付申請書の記載事項に虚偽はありません。
- 市場内秩序の維持に努めます。
- 通行証のコピーや又貸し等の不正使用はいたしません。
- 市場内にゴミ等を不法に投棄いたしません。
- 市場内において発生した事故、盗難等について市は一切責任を負わないことを了承します。
- 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。
- 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項各号又は第2項各号に規定する行為をしている者ではありません。
- 川崎市が必要と認める場合には、上記川崎市及び神奈川県暴力団排除条例に関連する者ではないことを確認するため、神奈川県警察本部長に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾します。

令和 年 月 日

署名欄

連絡先 Tel 044-975-2213(管理課) 044-975-2205(北門守衛室)